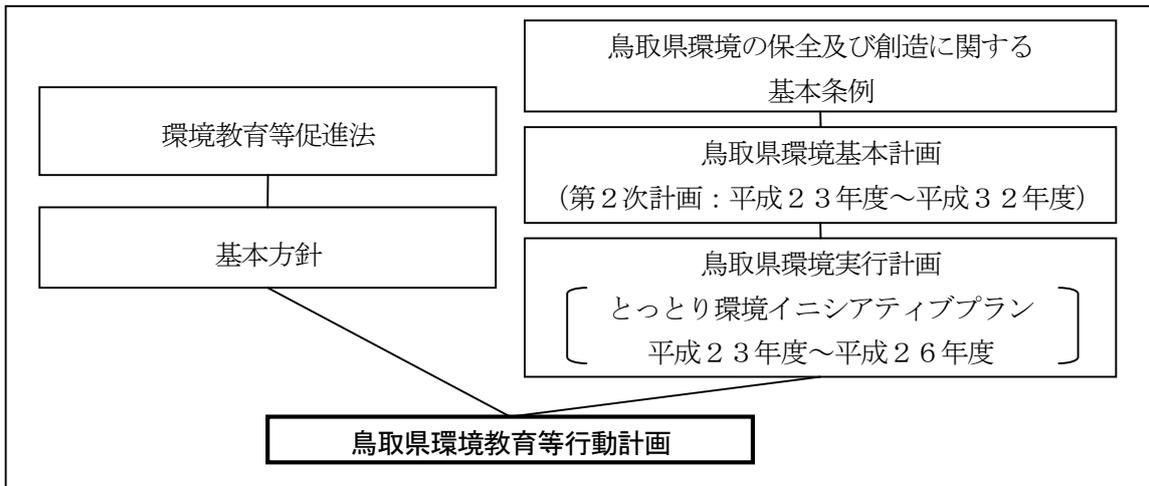


鳥取県環境教育等行動計画（概要版）

1 計画策定の背景等

- この計画は、環境教育の果たす役割がますます重要になっていること、国が「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（以下「環境教育等促進法」という。）、「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）で新たな考え方や制度を示したこと等を踏まえ、鳥取県環境教育基本方針を見直し、新たに行動計画として策定するものです。



2 環境教育の基本的な考え方と目指す将来の姿

【基本的な考え方】

- 環境教育の活動は、「関心の喚起→理解の深化→参加する態度や問題解決能力の育成」の各段階を通じて「具体的な行動」を促し、「問題解決に向けた成果」を目指すという一連の流れとして行われることが大切である。
- 知識や理解に実感を持たせ、行動に結びつけるため、自然や暮らしの中での体験活動や実践体験を環境教育の中心に位置付けることや、子どもにとっては遊びを通じて学ぶという観点を大切にする。その際、指導に当たっては、体験や遊びを行うこと自体が目的化されないよう留意する。

【目指す将来の姿】

- 地域の未来は県民みんなで創り出すものとの認識のもと、幼児から大人まで全ての世代において環境教育・学習が積極的に実施されることによって、環境の様子に心をとめ、環境の悪化に気づき、自然や社会に対する心くばり・心がまえを持って、環境問題の解決に向けて自ら考え、行動する人が育っています。

3 各主体の役割と施策

1 県民・家庭

- 県民一人ひとりが、日常生活とそれに起因する環境負荷について関心を持ち、自主的に日常生活の中で、資源を大切にして環境に配慮した行動を取り入れていく。
- 家庭においては、日々の暮らしと環境との関わりについて考え、省エネや節電、リサイクルなどに取り組む。

【取組例】

- 行政、NPO法人等や自治会、公民館等が実施している環境学習会や環境保全活動に関するイベントへの参加
- 省エネ・省資源活動を意識した環境への負荷の少ない暮らしの実践

2 学校等

- 保育所や幼稚園、小学校、中学校、高等学校等では、学習指導要領等に基づき、体験を重視した系統的、継続的な教育活動を通じ、発達段階に応じた環境教育を進めていく。
- 大学や大学院などの高等教育機関においては、環境を題材とした講義や研究課程等が多く設けられている。
- 学校における環境教育の推進役として重要な役割を担う教職員は、環境教育推進の視点を意識して指導にあたることが大切で、環境に対する豊かな感受性や見識を高め、指導力の向上を図り、授業の改善や充実に努めていく。

【発達段階に応じたねらい】



出典：新学習指導要領準拠パンフレット 授業に活かす環境教育

【取組例】

- 年齢や発達段階に応じた環境教育の実施
- 学校給食の残渣活用によるフードリサイクルの推進
- 環境教育に関わる教員の研修

3 事業者

- 環境マネジメントシステムの認証取得により、環境に配慮した事業活動を行うとともに、従業員への研修などにおいて計画的に環境教育を実施し、環境負荷の低減に大きく貢献するとともに、その組織の環境保全の取組を外部から見えやすくする。
- 事業活動を行うに当たっては、環境負荷の低減に努めるとともに、環境に配慮した製品やサービスの提供により、消費者の意識啓発を行う。

【取組例】

- 環境マネジメントシステムの導入・実施
- 環境に配慮した製品・サービスの提供
- 環境に配慮した工場の見学等の体験の機会の場の提供

4 民間団体等

- 自治会、ボランティア団体、老人クラブ等の団体は、地域の環境の現状や問題について認識し、地域に密着した環境保全活動を実践するとともに、地域社会での環境教育において中心的役割を担う。
- NPO法人等の民間団体は、専門的な知識やノウハウ、行動力を活かして、環境保全活動、環境美化活動、緑化活動、リサイクル活動、環境教育活動などの幅広い活動を行っており、それぞれの専門性を活かした環境教育や環境保全活動を自ら展開していくだけではなく、学校、地域、企業、行政等との連携に関してパイプ役を担う。

【取組例】

- 地域における環境教育や環境保全活動の実施
- 学校、地域、企業、行政等との連携・協働による環境教育の実施
- 各主体間の連携・協働の調整役

5 行政

- 地域の環境の現状や問題について把握し、地域の自然的社会的条件に応じた環境教育に関する施策を策定し、総合的、計画的に実施する。
- 地域の実情に応じた情報の提供、学習機会の提供及び人材の育成等を行い、他の主体の環境教育や環境保全活動を支援していく。
- ごみの減量と分別及び庁舎や公共施設での省エネルギーの実践を行うとともに、再生可能エネルギーの率先的導入やモーダルシフトの推進など、自ら率先して環境に配慮した取組を進める。

【取組例】

- 環境教育に関する行動計画の策定及び推進
- 環境保全活動等に関する情報の収集・提供

4 県取組

1 人材の育成・活用

- 環境教育を担う人材として、各主体間の違いを埋め合わせ、つなげる役割をもった調整役（コーディネーター）や各主体から問題意識や意欲を引き出し、自発的な行動につなげていく役割を持った促進役（ファシリテーター）の育成を支援する。
- 地域において、地球温暖化の現状や地球温暖化対策に関する知識を普及したり、地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う地球温暖化防止活動推進員を育成する。
- 環境問題に関する知識や経験を有する者をとっとり環境教育・学習アドバイザーとして登録し、各種研修を通じて資質向上を図り、地域や学校で実施される環境教育学習会等の講師として紹介、派遣します

2 プログラムの整備

- グリーンウェイブ体験型環境教育プログラム
再生可能エネルギーや発電の仕組みを理解するための、風力、太陽光、水力、体力、太陽熱、バイオマス、省エネハウスの8プログラムの教材を整備した。
- ちびっ子エコスタート
幼児期から環境を大切にすることを育み、環境に配慮した行動のできる人を育成するため、幼稚園・保育所に「ちびエコアドバイザー」を派遣して、職員・保護者向け環境学習研修会や園児向け環境学習研修会（エコ劇場）を実施する。
- エコ活ノート出前教室
家庭で取り組んでほしい環境に配慮した活動（エコ活）をまとめた「エコ活ノート」を教材として活用し、小学校に講師を派遣して出前教室を実施する。

3 情報の提供

- 衛生環境研究所では、環境測定キットや環境図書の整備・貸出しを行うとともに、調査研究の結果や成果を公表し、環境教育に資する情報や啓発活動に役立つ教材を提供する。
- トリピーのエコブログでは、本県のゆるキャラのエコトリピーが県内の環境保全活動や環境教育施設等を紹介している。

4 環境学習の機会の提供

- こどもエコクラブを通じた環境教育の推進、エコアイデアコンテスト、民間団体を通じた生ごみ堆肥化等の実践活動や市町村を通じた学校給食の残渣活用によるフードリサイクルの推進、県内の環境教育に利用できる施設の紹介等様々な環境学習の機会を提供する。
- 経済産業省が進める次世代エネルギーパークとして認定を受けた「とっとり次世代エネルギーパーク」の中核施設である「とっとり自然環境館」をはじめ、エネルギーパークを構成する35施設を活用した環境教育の推進を図る。

場	対象	幼児	小学生	中学生	高校生	大学生	一般
家庭		<ul style="list-style-type: none"> ・環境負荷の少ない暮らしの実践(マイバック、公共交通機関利用等) ・地域での環境学習会・イベント等への参加 ・TEAS取得(わが家のエコ録) 					
学校等	行政と連携・協働	<ul style="list-style-type: none"> ・ちびっ子エコスタート ・森のようちえん 	<ul style="list-style-type: none"> ・各教科 ・校内での環境保全活動 ・ナツヤスミ宿題ラリー 		<ul style="list-style-type: none"> ・各教科 ・校内での環境保全活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・講義・研究 ・サークル ・ボランティア ・インターンシップ 	<ul style="list-style-type: none"> ・大学の公開講座
		<ul style="list-style-type: none"> ・こどもエコクラブによる環境保全活動 ・TEAS取得 					
職場(事業者等)		<ul style="list-style-type: none"> ・環境に配慮した製品・サービスの提供 ・環境に配慮した工場の見学等の体験の機会の場の提供 ・(所属職員に対する)環境教育・職員研修の実施 					
地域(民間団体等)		<ul style="list-style-type: none"> ・環境教育の実施(環境教育施設の利用、グリーンウェイブ体験型環境教育プログラムの活用等) ・地域における環境保全活動の実施 ・学校、地域、企業、行政等との連携・協働による環境教育の実施 					

それぞれの場での環境教育

5 情報の積極的公表

- 県の環境の現状並びに環境保全及び創造に関して講じた施策及び講じようとする施策をとりまとめた鳥取県環境白書を、毎年度、県のホームページに公表する。

6 国際的な視点での取組

- 北東アジア地域と連携した環境保全を推進しており、江原道(大韓民国)、吉林省(中華人民共和国)、沿海地方(ロシア連邦)、中央県(モンゴル国)、鳥取県が連携し、北東アジア地方政府環境保護機関実務者協議会を組織し、共通する環境課題について情報交換などを行っている。
- 県衛生環境研究所及び韓国江原道保健環境研究所では、毎年鳥取県・江原道環境衛生学会にて、調査研究について発表、討議し、その成果を両地域の学术交流の推進と施策へ反映させている。

7 各主体間の協働取組

- 環境保全に関する施策その他の持続可能な社会づくりに関連する施策の策定や実施に当たっては、パブリックコメント、意見交換会等により環境保全に取り組む県民各界各層の意見を聴く機会を多く設け、様々な主体との間で経験や考え方を共有するための対話を一層進める。

8 行動計画の進行管理

- 上位計画である鳥取県環境実行計画(とっとり環境イニシアティブプラン)の目標指標により、進行管理し、県のホームページに公表する。
- 各年度の環境教育に係る施策の実績評価については、鳥取県環境白書の中でとりまとめ、県のホームページに公表する。